



Assistant Attorney General
950 Pennsylvania Ave, NW - RFK
Washington, DC 20530

2022年3月31日

州検事総長のみなさんへ

米司法省（当省）では、トランスジェンダーの若者に全ての若者同様、連邦法に従って公平で尊厳ある扱いが保証されるよう尽力しています。これにはジェンダー肯定ケアを求める場合も含め、当該

若者が性同一性に基ついた違法差別を受けないように保証することも含まれています。本書は、これらの基本理念に発するいくつかの重要な合衆国憲法、法令への遵守義務に関し、ご確認していただくために記載されたものです。

トランスジェンダーの人々は、生活の様々な面でしばしば差別を受け易く、また攻撃の対象になり易く、法的制約を受けたり、反トランスジェンダーの暴言を浴びせられたりすることも多くあります。¹ 当省及び連邦政府は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、クィア、インターセックス、ノンバイナリー、または他性別不適合の個人の憲法上の権利を保護し、² 連邦公民権法を順守することに強い関心を寄せています。当省はまた、連邦が出資する幅広いプログラムや活動の場で個人を差別から保護する連邦法を取りまとめ執行する責務を負っています。³

¹ ミシェル・M・ジョンズ、他、疾病管理予防センター、*Transgender Identity and Experiences of Violence Victimization, Substance Use, Suicide Risk, and Sexual Risk Behaviors Among High School Students- 19 States and Large Urban School Districts, 2017*、Morbidity and Mortality Weekly Report 68:67-71（2019年）、https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/68/wr/mm6803a3.htm?s_cid=mm6803a3_w（同年代のシスジェンダーに比べ、トランスジェンダーの若者からより多数の暴力被害報告があったという調査結果）、を例として参照。

² 行政命令番号 13,988, § 1, 86 Fed.Reg. 7023（2021年1月20日）；米司法省公民権部首席副司法次官補パメラ・S・カーラン、備忘録 *Application of Bostock v. Clayton County to Title IX of the Education Amendments of 1972*（2021年3月26日）、<https://www.justice.gov/crt/page/file/1383026/download>、を例として参照。

³ 行政命令番号 12,250, § 1-201, 45 Fed.Reg. 72995（1980年11月2日）

個人がジェンダー肯定ケアを受けることを妨げようと、意図的に区分けする障壁を設けることは、概ね連邦法を保証することにもなります。。トランスジェンダーの未成年者に医療的に必要かもしれないこと、あるいは他の適切なケアについて、親または保護者が医療の専門家の助言に従おうとするのを妨げる州法や方針は、米国憲法修正第14条の平等保護条項およびデュープロセス条項のどちらにも守られている権利を侵害する可能性があります。平等保護条項は、性別を理由として差別する法令に対し強化された精査を行うよう義務付け⁴、「きわめて説得力のある」正当性を持たないそのような差別を禁じています。⁵ 政府機関は、「その者に対し性別を根拠とする差別をせず」、トランスジェンダーであることにより人を差別することはできない為、⁶トランスジェンダーの人々を差別する州法または方針は、「十分に重大な行政上の利害に本質的に関与する」ものでなければなりません。⁷

トランスジェンダーである人を具体的に選り分けない法令または方針であっても、強化された精査の対象となり得ます。州、または連邦資金の受給者が、主としてトランスジェンダーの人に求められる類の何らかの医療ケアを違法とする、あるいは単に規制するとしても、その階級を冷遇する意図は「容易に推定され得る」ものです。⁸ 例えば、ジェンダーに施術、セラピー、または薬剤の禁止は、トランスジェンダーの人に対する差別の形であり、十分に重大な行政上の利害に「本質的に関与する」ものでない限り許されません。⁹ 正当化の証明負担は「要求の厳しい」ものです。¹⁰ このような法令

⁴ *Grimm v. Gloucester Cnty. Sch. Bd.*, 972 F.3d 586, 610-13 (第4巡回区控訴裁、2020年)、修正(2020年8月28日)、*全員法廷再審理拒否*, 976 F.3d 399 (第4巡回区控訴裁2020年)、*上訴拒否*, 2021 WL 2637992 (2021年6月28日) ; *Whitaker v. Kenosha Unified Sch. Dist. No. 1 Bd. of Educ.*, 858 F.3d 1034, 1051 (第7巡回区控訴裁、2017年)、*上訴棄却*, 138 S. Ct. 1250 (2018年)、*を例として参照*; また、「原告・被上訴人を支援する法廷助言者の合衆国への申立書」、*Brandt v. Rutledge*, No. 21-2875 (第8巡回区控訴裁、2022年1月21日) ; 「原告・被上訴人を支援する法廷助言者の合衆国への申立書」、*Adams v. School Board of St. John's County*, No. 21-2875 (第11巡回区控訴裁、2021年11月26日) ; 「原告・被上訴人を支援する法廷助言者の合衆国への申立書」、*Corbitt v. Taylor*, No. 21-10486 (第11巡回区控訴裁、2021年8月2日)、*を例として参照*。

⁵ *United States v. Virginia*, 518 U.S. 515, 531 (1996年) (「性別を根拠とする政府行為を擁護しようとする者は、その行為の『きわめて説得力をもつ正当性』を実証せねばならない。」) (*Mississippi Univ. for Women v. Hogan*, 458 U.S. 718, 724 (1982年) 引用)

⁶ *Bostock v. Clayton Cnty.*, 140 S. Ct., 1731, 1741 (2020年)

⁷ *Grimm*, 972 F.3d at 608 (*City of Cleburne v. Cleburne Living Ctr.*, 473 U.S. 432, 441 (1985) 引用(内部引用略))。

⁸ *Bray v. Alexandria Women's Health Clinic*, 506 U.S. 263, 270 (1993年) (「活動の幾つかはあまりにも理不尽な冷遇の対象となり得るため、それらの活動が標的とされ、またそれが特定の階級の人々のみが限定的にあるいは主として行うものであった場合、その階級を冷遇しようとする意図は容易に推定できる。」)

⁹ *Virginia*, 518 U.S., 於 533。

¹⁰ *Id.*

または方針は、「申し立てられた目的」が、差別化の根本にある「実際の意図」と異なる場合、強化された精査に耐えることができません。¹¹ さらにデュープロセス条項では、自分の子の健康を守るために親が「医療に関する助言を求めまたそれに従う」権利が守られています。¹² 州または地方政府は、その権利を阻むことの正当性を証明する重い負担に答えねばなりません。トランスジェンダーの若者に向けたジェンダー肯定ケアは、その心身の健康にとって適切であるだけでなく、多くの場合不可欠であることが医学界で十分に立証されているからです。¹³

これら憲法上の保証に加え、連邦補助金受給者は資金を受取る条件として非差別要請事項を順守することが多くの連邦法により求められています。該当する法令は以下の通り：

- **アフォーダブルケア法第 1557 条**¹⁴は、トランスジェンダーの若者も含め、様々な保健プログラムや活動の医療サービスを非差別的に利用することを求める人々の公民権を保護するものです。¹⁵ 例えば、性同一性を根拠にして治療の提供を頭から拒否することは、第 1557 条で禁止される差別行為です。米国保健社会福祉省は、個人が自分の医療提供者からジェンダー肯定ケアを含む必要な医療ケアを受けられる能力を、出生時に割当てられた性別あるいは性同一性のみを理由として制限することも、第 1557 条に違反する可能性があるとして述べています。¹⁶
- **1972 年教育改正法第 9 編**¹⁷は、教育プログラムや活動を運営する連邦補助金受給者が、性別に基づいた嫌がらせを含めた性的差別を行うことを禁じています。¹⁸ ジェンダー肯定ケアを受けるトランスジェンダーの未成年者であるという理由で、受給者の教育プログラムや活動の利用をその生徒に対し拒否、制限、または妨害する方針および慣行は、性別を理由とする差別として第 9 編に違反するとみなされる可能性があります。

¹¹ *Miss. Univ.*, 458 U.S., 於 730。

¹² *Parham v. J.R.*, 442 U.S.584, 602 (1979 年)。

¹³ *Brandt v. Rutledge*, 551 F. Supp.3d 882, 893 (E.D.アーカンソー州、2021 年)、を例として参照。

¹⁴ 42 U.S.C. § 18116。

¹⁵ Notification of Interpretation and Enforcement of Section 1557 of the Affordable Care Act and Title IX of the Education Amendments of 1972、再版、86 Fed.Reg. 27,984 (2021 年 5 月 25 日)、を例として参照。

¹⁶ 米国保健社会福祉省、*Notice and Guidance of Gender Affirming Care, Civil Rights, and Patient Privacy* (2022 年 3 月 2 日)、<https://www.hhs.gov/sites/default/files/hhs-ocr-notice-and-guidance-gender-affirming-care.pdf>

¹⁷ 20 U.S.C. § 1681、および以下の項目。

¹⁸ カーラン、*前述注釈 2 参照*；また、*Doe v. Snyder*, --- F.4th ---, 2022 WL 711420, at *9 (第 9 巡回区控訴裁、2022 年 3 月 10 日)；*Grimm*, 972 F.3d at 619、参照。

- 1968年総合犯罪防止・安全市街地法¹⁹は、連邦補助金を受ける法執行プログラムおよび活動の一部における性差別を禁じています。²⁰ 法執行機関がジェンダー肯定ケアを受けるトランスジェンダーの未成年者を拘留したり、あるいはその医療ケアを許可したという理由で子の親を未成年者虐待容疑で逮捕した場合、その機関は同法規の非差別条項に違反している可能性があります。
- 1973年リハビリテーション法第504条²¹は障害を持つ人を守るもので、性別違和を抱える個人もそれに含まれると考えます。²² 性別違和、性別違和の診断、または性別違和の認識により通常なら利用資格のある個人に対し、ケアの利用を阻止、制限または妨害する規制は、第504条違反である可能性があります。

連邦補助金の支援を受ける事業、プログラムそして活動は、全て誰もが、それを利用すれば違法な差別に直面するかもしれないという怖れを抱くことなく、自由に利用し得るべきです。裁判所は意図的差別の普遍的な禁止を根拠に、非差別法令の多くが報復に対する訴権を暗に内包する、という見解を持ってきました。そしてこのことは、行政機関が法規の中で明確にしてきました。²³ よって、いかなる報復的行為も、上述の保護法令のもとに独自の法訴訟を生じる可能性があります。

* * *

子供たちそしてその家族の福利改善に引き続き注力いただきありがとうございます。当省は、その多くが連邦補助金を受給する州および地方政府が、連邦法に課せら

¹⁹ 34 U.S.C. § 10101、および以下の項目。

²⁰ 34 U.S.C. § 10228(c)(1) 参照。米司法省公民権部司法次官補 S・カーラン、備忘録、*Interpretation of Bostock v. Clayton County regarding the nondiscrimination provisions of the Safe Streets Act, the Juvenile Justice and Delinquency Prevention Act, the Victims of Crime Act, and the Violence Against Women Act* (2022年3月10日)、<https://www.justice.gov/crt/page/file/1481776/download>

²¹ 29 U.S.C. § 794。加えて、障害をもつアメリカ人法第2編では、連邦補助金の受給に関わらず、州および地方政府の全てのプログラム、事業、および活動について、障害者公民権の保護が拡張されている。42 U.S.C. § 12132、参照。

²² *Doe v. Penn. Dep't of Corrections*, No. 1:20-cv-00023-SPB-RAL, 2021 WL 1583556, at *12 (W.D.Pa.2021年2月19日)、報告および勧告の採用、2021 WL 1115373 (W.D.Pa.2021年3月24日) ; *Lange v. Houston Cnty.*, 499 F. Supp.3d 1258, 1270 (M.D.Ga.2020) ; *Doe v. Mass. Dep't of Correction*, No. 1:17-cv-12255-RGS, 2018 WL 2994403 at *6 (D. Mass.2018年6月14日) ; *Blatt v. Cabela's Retail, Inc.*, No. 5:14-CV-04822, 2017 WL 2178123 (E.D.Pa.2017年5月18日)、参照。

²³ *Jackson v. Birmingham Bd. of Ed.*, 544 U.S.167, 173 (2005年) (「性差別を訴えたという理由で、訴えた者に対し報復することは、別の形での意図的な性差別である・・・」)、参照。報復を禁ずる行政機関の法規例には、24 C.F.R. § 1.7(e) (住宅都市開発省) ; 34 C.F.R. § 100.7(e) (教育省) ; 38 C.F.R. § 18.7(e) (退役軍人省) ; そして 45 C.F.R. § 80.7(e) (保健社会福祉省) が含まれる。その他の関連法規は、公民権部の第6編・法の手引きに記されている。米国 S・カーラン、権部、第6編・法令の手引き、第8条、<https://www.justice.gov/crt/book/file/1364106/download>

れる義務を確実に果たせるよう、常に支援を行ってまいります。。他に質問がありましたら、当省公民権部まで気軽にご連絡ください。

よろしく申し上げます。



クリステン・クラーク

米国司法省公民権部

司法次官補

U.S.Department of Justice